

中小企業診断士の登録証等の発送について（続報）

平成23年4月26日
中小企業庁経営支援課

中小企業診断士の新規登録申請、更新登録申請、変更申請、再交付申請、休止申請、再開申請、再登録申請をされた場合、通常、中小企業庁での手続きが終了次第、中小企業庁から当該申請者様宛てに中小企業診断士の登録証等を郵送させて頂いております。

一方、東日本大震災の影響を踏まえ、郵送配達困難地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の一部）への発送については、郵送状況を鑑み、控えておりましたが、郵送状況が改善したため、中小企業診断士の登録証等を発送させて頂きましたので、その旨、ご連絡いたします。

（ご参考）

1. 郵送配達困難地域に在住の方

対象者：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の一部に在住の方で、平成23年2月1日以降に中小企業診断士の新規登録、更新登録、再交付申請等をされた方

発送日：平成23年4月25日までに発送済み

2. 郵送配達困難地域以外に在住の方

（1）新規登録申請者（平成23年3月に申請された方）

対象者：平成23年3月1日～平成23年3月31日に中小企業診断士の新規登録の申請をされた方

発送日：平成23年4月21日までに発送済み

備考：平成23年4月28日に官報公示予定。

（2）更新登録申請者（平成23年2月までに申請された方）

対象者：平成23年3月31日又は平成23年4月2日に中小企業診断士の登録有効期限を迎えた方で、平成23年2月28日までに更新登録申請をされた方

発送日：平成23年4月21日までに発送済み

(3) 更新登録申請者（平成23年3月に申請された方）

対象者：平成23年3月31又は平成23年4月2日に中小企業診断士の登録有効期限を迎えた方で、平成23年3月1日～3月31日に更新登録申請をされた方

発送日：平成23年4月25日までに発送済み

(4) 再交付、氏名変更、休止、再開又は再登録申請者（平成23年3月に申請された方）

対象者：平成23年3月1日～平成23年3月31日に中小企業診断士の再交付又は氏名変更の申請をされた方

発送日：平成23年4月25日までに発送済み

（お問い合わせ先）

担 当：中小企業庁経営支援課 中小企業診断士担当

電 話：03-3501-1763